

## JCB EIT会員特約

**第1条 (定義)** 1.本カードは、本特約に基づきカード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」という。）が会員に対し発行するもので、「JCB EIT」（以下「カード」という。）と称します。なお、カード発行会社がJCBの場合、本特約条文中の「当社」、「両社」を「JCB」と読み替えるものとします。 2.両社の定めるJCB会員規約およびMyJ関連規定類（第3項に定めるものをいう。）を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、カードを貸与します。 3.本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定めがない限り、JCB会員規約、両社が別途定めるMyJCB利用者規定、J/Secure（TM）利用者規定またはMyJチェック利用者規定における意味を有するものとします。なお、本特約において、MyJCB利用者規定、J/Secure（TM）利用者規定およびMyJチェック利用者規定を総称して、「MyJ関連規定類」といいます。

**第2条 (ご利用代金明細の確認方法)** カードの入会をもって、会員は、MyJチェック利用者規定所定のMyJチェックサービスの利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJチェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。本会員は、MyJCBによってご利用代金明細を確認することができます。

**第3条 (特約の優越)** 1.JCB会員規約、MyJ関連規定類およびQUICPay一体型会員特約（ただし、QUICPay一体型会員特約はQUICPay一体型カードが発行された場合に限り、以下本条において同じ。）の定めにかかわらず、本特約とJCB会員規約、MyJ関連規定類およびQUICPay一体型会員特約に定めのある事項の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。 2.本特約に定めのない事項につきましては、JCB会員規約、MyJ関連規定類およびQUICPay一体型会員特約に定めのある事項が適用されるものとします。

**第4条 (ショッピング利用の支払区分)** 1.会員がショッピング利用をした場合、支払区分はすべてショッピングリボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものは「ショッピング1回払い」となります。なお、「ショッピング2回払い」「ボーナス1回払い」「支払回数3回以上かつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い」はご利用いただけません。 2.ショッピングリボ払いの支払方法は、別途当社が通知する金額の定額コースとします。ただし、当社が認めた場合、支払いコースの変更、ボーナス増額払いの追加指定・加算額の変更をすることができます。 3.ショッピングリボ払い手数料率は、別途「ショッピングリボ払いのご案内」にて定める手数料率となります。 4.ショッピングリボ払い手数料は、会員規約「ショッピングリボ払い」条項に基づき支払うものとします。ただし、標準期間（前月16日から当月15日まで）におけるショッピング利用に対する、当月16日から翌月の約定支払日までの手数料（初回約定支払時に加算される手数料）は免除するものとします。

**第5条 (利用可能枠)** 当社は、会員に対して商品ごとの利用可能枠（機能別利用可能枠）として、ショッピングリボ払い利用可能枠およびキャッシングリボ払い利用可能枠を審査のうえ決定します。なお、会員規約に定めるショッピング1回払い利用可能枠、ショッピング分割払い利用可能枠、ショッピング2回払い利用可能枠、ボーナス1回払い利用可能枠、キャッシング1回払い利用可能枠および海外キャッシング1回払い利用可能枠は付与されません。

**第6条 (年会費)** カードの年会費は、免除するものとします。

**第7条 (QUICPay一体型カードについて)** QUICPay一体型カードを発行した場合であっても、その有効期限の6ヵ月前に直近1年QUICPay一体型カードに搭載のQUICPayの利用がなかった場合、有効期限を更新した新たなカードはQUICPay非搭載型カードを発行するものとします。

**第8条 (本特約の改定)** 将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知または公表した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。

(TK433000・20120331)